

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) ア 「介護技能評価試験」 イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) ア 「介護技能評価試験」 イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」

			イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの	イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの
--	--	--	------------------------------	--------------------------------------